

県政経営会議資料
令和6年8月27日
警察本部警務部会計課

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

原価計算の見直しにより警察関係事務手数料の額の一部を改定するほか、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づく警察関係事務手数料の額の一部を改定することとします。（第1条による改正後の別表第7、別表第8、別表第11および別表第13関係）
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料について、保管場所標章の交付および再交付の手数料を廃止することとします。（第2条による改正後の別表第8関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(2)は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の施行の日から施行することとします。

3 議案書案および新旧対照表

別添1および別添2のとおり

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

滋賀県知事 三 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 2 項の表(10)の項中「2,000 円」を「2,100 円」に改める。

別表第 8 (1) の項中「2,150」を「2,250」に改める。

別表第 11(1) の項中「2,430」を「2,530」に改める。

別表第 13 中「580」を「610」に改める。

第 2 条 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 8 (1) の項中「。以下この表において「法」という。」を削り、同表(2)の項および(3)の項を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 35 号）の施行の日から施行する。

別添 2

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新																
本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 省略 2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料	本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 省略 2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 <u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(11)～(14) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(9) 省略		(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,000円</u>	(11)～(14) 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料</td> <td>同 <u>2,100円</u></td> </tr> <tr> <td>(11)～(14) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)～(9) 省略		(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,100円</u>	(11)～(14) 省略	
区分	金額																
(1)～(9) 省略																	
(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,000円</u>																
(11)～(14) 省略																	
区分	金額																
(1)～(9) 省略																	
(10) 法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査の手数料	同 <u>2,100円</u>																
(11)～(14) 省略																	
別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料	別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料</td> <td>円 1件につき <u>2,150</u></td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき <u>2,150</u>	(2)・(3) 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料</td> <td>円 1件につき <u>2,250</u></td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき <u>2,250</u>	(2)・(3) 省略					
区分	金額																
(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき <u>2,150</u>																
(2)・(3) 省略																	
区分	金額																
(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき <u>2,250</u>																
(2)・(3) 省略																	
別表第9～別表第10 省略 別表第11（第2条関係） 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく警察関係事務手数料	別表第9～別表第10 省略 別表第11（第2条関係） 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく警察関係事務手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> </table>	区分	金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> </table>	区分	金額												
区分	金額																
区分	金額																

(1) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例 (以下この表において「条例」という。) 第22条の2第1項の規定に基づく水上オートバイを操船しようとする者に対する講習の受講料	円 1件につき <u>2,430</u>
(2)・(3) 省略	

別表第12 省略

別表第13（第2条関係）

その他の証明書の交付等の警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 警察職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料	円 1件につき <u>580</u>
(2) 海外渡航者に対する犯罪経歴証明書の発給の手数料	同 <u>580</u>

(1) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例 (以下この表において「条例」という。) 第22条の2第1項の規定に基づく水上オートバイを操船しようとする者に対する講習の受講料	円 1件につき <u>2,530</u>
(2)・(3) 省略	

別表第12 省略

別表第13（第2条関係）

その他の証明書の交付等の警察関係事務手数料

区分	金額
(1) 警察職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料	円 1件につき <u>610</u>
(2) 海外渡航者に対する犯罪経歴証明書の発給の手数料	同 <u>610</u>

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																
<p>本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">円 1件につき 2,250</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付の手数料</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">同 550</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付の手数料</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">同 550</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第9以下 省略</p>	区分	金額	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき 2,250	(2) 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付の手数料	同 550	(3) 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付の手数料	同 550	<p>本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第2条関係） 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく警察関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">円 1件につき 2,250</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(削除)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(削除)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第9以下 省略</p>	区分	金額	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき 2,250	(削除)		(削除)	
区分	金額																
(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき 2,250																
(2) 法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付の手数料	同 550																
(3) 法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項および法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付の手数料	同 550																
区分	金額																
(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の証明の手数料	円 1件につき 2,250																
(削除)																	
(削除)																	